

山梨市告示第121号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所が不明のため送達することができないので、
地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類は税務課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付
する。

令和 8年 7月 14 日

山梨市長 高 木 晴



1 送達すべき書類の名称

令和8年度 固定資産税 第1期 督促状
令和8年度 軽自動車税 全期 督促状

2 送達を受けるべき者の氏名

岡島 啓太	藤原 富子	渡邊 博和	小泉 弘
田崎 夏美	鶴田 佳正	齋藤 均	鳥居 久
合同会社 H・R・K	廣瀬不動産	合同会社	山梨介護サービス
山梨電気共栄会	上野 昭	和泉 ルーカス	
磯野 初雄	雨宮 珠麻	望月 智恵子	
飯田 克子	飯田 心海		

(注)

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過し
たときに書類の送達があったものとみなす。

掲 示 期 間
8年7月20日
総務課承認